

平成 28 年度 定山溪観光魅力アップ 空き店舗活用事業補助金 募集要領

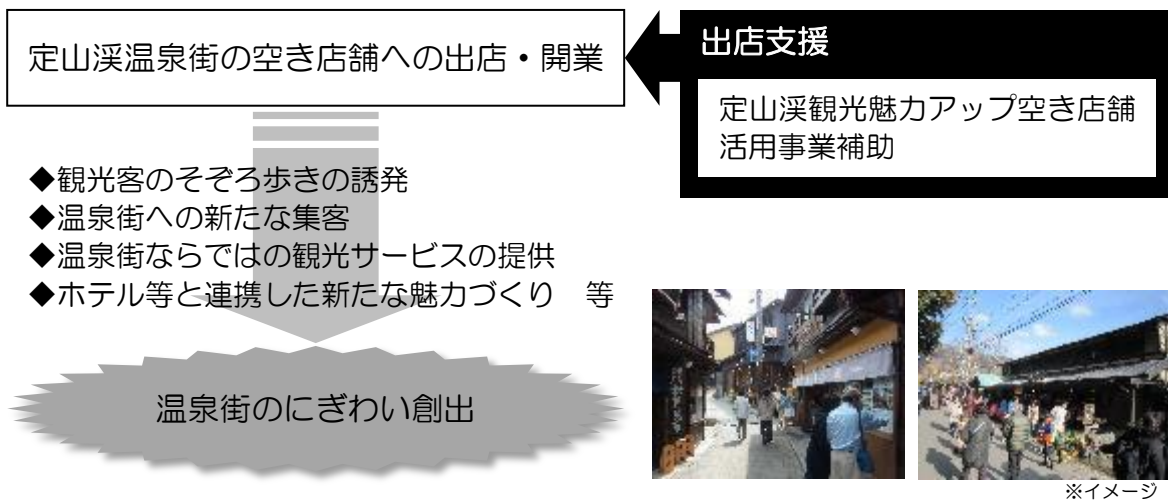
1. 事業概要

(1) 事業目的

この事業は、定山溪観光魅力アップ構想（札幌市 平成 27 年 3 月策定）に基づき、定山溪温泉街の空き店舗への新規出店を促進し、温泉街の賑わいと集客力の向上を図ることを目的とし、定山溪温泉街のさらなる魅力づけを目指すものです。

そのため定山溪温泉街の空き店舗を活用し新規出店を行う事業者に対し、開業時にかかる経費の一部を補助する制度です。

(2) 事業イメージ



(参考) 定山溪観光魅力アップ構想（平成 27 年 3 月）抜粋

【目指す将来像】湯めぐり、森めぐり、水めぐり、四季あそび—札幌定山溪

【基本的な考え方】新・奥座敷へ 心安らぐ“温泉”×心躍る“+α”のリゾート空間

【基本方針】基本方針 1 温泉街らしさにぎわいづくり

<基本方針の方向性>3 温泉街におけるにぎわいの創出

ホテル・土産店・飲食店などに立ち寄るなど、温泉街のそぞろ歩きを促進するため、実証実験及び検証を交えつつ取組を充実させ、にぎわいを創出します。

[主な取組] ※関連事項の抜粋

- 温泉街を歩いてもらうための仕掛け
 - ・空き店舗・空き地などの活用や店舗の誘致促進

2. 補助内容

(1) 補助対象と経費

定山溪温泉街にある空き店舗への新たな出店に際し、改装費を補助します。

【補助対象経費及び補助率、補助限度額】

補助対象経費	補助率	補助限度額
空き店舗の改装費 ・店舗改装費、付帯設備設置費 ・物品購入費 ・普及宣伝費 ・その他市長が適当と認める経費	3分の2	200万円まで

※以下の費用は補助の対象外です。

- ・建物の契約に関わる費用（敷金、礼金、保証金）
- ・事業運営費(商品製造・仕入費、人件費、光熱費、通信費など)
- ・食料費等の個人消費
- ・保険金

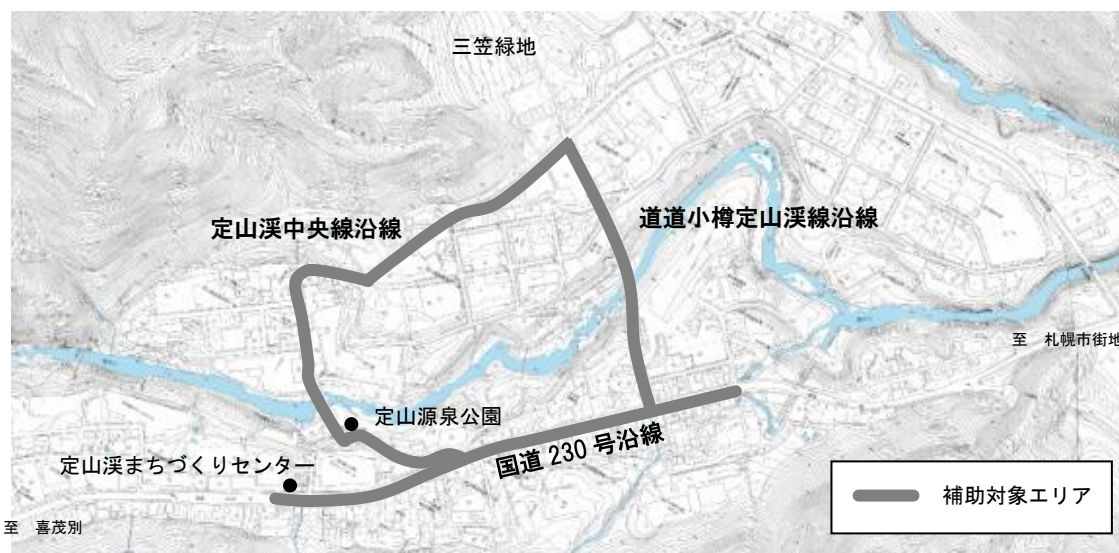
(2) 補助の対象期間

補助対象となる期間は、平成28年度内（平成29年3月まで）とします。

(3) 補助対象エリア

補助の対象となるエリアは、そぞろ歩きが楽しい賑わいのある温泉街の創出を目的とし、「国道230号」、「定山溪中央線」、「道道小樽定山溪線（定山溪中央線まで）」沿線の空き店舗とします。

- ※ まずは、出店をお考えの空き店舗が申請可能な物件かどうか、札幌市経済観光局 観光・MICE 推進課 観光魅力づくり担当（011-211-2376）までご相談ください。



(4) 補助対象となる業種

本事業は、温泉街におけるにぎわい創出によるそぞろ歩きの促進と目的することから、補助対象となる業種は以下を基本とします。

【補助対象業種】

- 飲食サービス業（カフェ、レストラン、軽食、バー 等）
- 小売業（土産店、雑貨店 等）
- 観光関連サービス業（観光案内、アクティビティ、ギャラリー 等）
- その他目的に即した業種で、にぎわい創出に寄与する業種

※以下の業種は補助の対象外です。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる業種
- ・社会通念上、公序良俗に反する業種
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする営業

(5) 申請できる方

下記の要件をすべて満たすことが必要です。

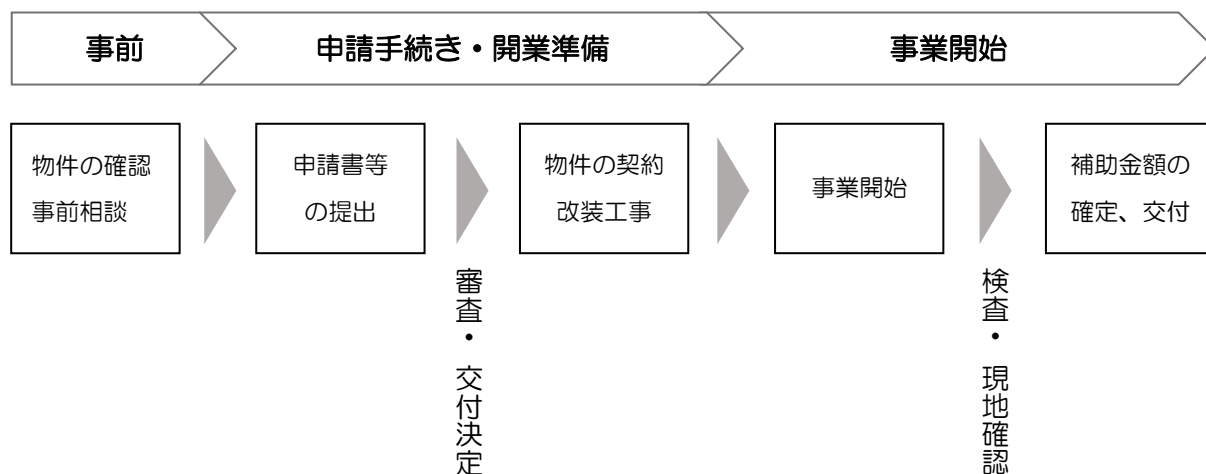
【補助対象者】

- ・20歳以上の個人又は法人の中小企業者
- ・操業に必要な資金の20%以上の自己資金を有すること
- ・原則として、交付申請から3ヶ月以内に対象区域内の空き店舗において事業を開始し、継続的な経営を行う具体的な計画を有すること
- ・週5日以上営業できること
- ・資格や許認可を必要とする業種の場合、開業までに当該資格等を有する見込みのあること
- ・納期の到来した市税を完納していること
- ・同一年度に既に本補助金の交付決定を受けていないこと
- ・補助対象エリア内における店舗の移転ではないこと
- ・国、地方公共団体又はその他これらに準ずる以外の者であること
- ・札幌市暴力団の排除推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しないものであること

3. 申請及び交付決定について

(1) 申請から交付決定までの流れ

【申請から補助金交付までの流れ】



(2) 申請期間及び方法

【申請受付期間】

平成28年9月1日(木) ~ 平成28年11月30日(水)

【申請方法】

申請にあたっては、申請受付期間内に下記の申請書類一式をご提出ください。
上記期間内において随時受け付けます。ただし、補助期間内に予算の範囲（年間2～3件を想定）を超えた場合は、その時点で募集を締め切ることとします。

【申請書類】

申請書類は、札幌市公式ホームページ「札幌の観光行政」からダウンロードできます（http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/news2/2016_08_17.html）。

- (1) 申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支計画書
- (4) 会社要覧・事業要覧、直近の決算書など（法人の場合）
- (5) 空き店舗の位置図及び平面図、賃借条件のわかる書類、状況写真等
- (6) 許認可、資格等が確認できる書類
- (7) 市税の未納がない証明書

(3) 事業計画書等の作成にあたって

事業計画書と事業収支計画書の作成方法について、下記の機関にて無料でアドバイスを受けることができます。補助申請をする前に、必ず内容を確認してもらってください（事業計画書に確認印を押してもらおうようお願いいたします）。関係する見積類も持参されることをお勧めします。

ただし、事前の審査ではないため、補助金交付を保証するものではありません。

財団法人さっぽろ産業振興財団 札幌中小企業支援センター
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル2階
電話：011-200-5511 FAX：011-200-4477
※ 相談可能な時間帯は日によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
※ 土・日・祝日はお休みします。

(4) 交付決定のための審査

申請いただいた内容の交付の決定に関して、以下の方法及び基準で審査します。

【審査方法】

毎月末までに申請があったものについて、翌月に審査委員会を開催し、書類審査及び面接審査により、補助交付の決定を選考します。

【審査基準】

- ①計画の具体性（事業内容やターゲットとする客層）
- ②目標設定（事業に対する明確な目標やスケジュール）
- ③事業の独創性（商品・サービスのセールスポイントや独創性）
- ④事業の実現性（ノウハウや経験、技術、資格・許認可、実施体制等）
- ⑤資金計画の妥当性（資金調達、支出とのバランス）
- ⑥事業の継続性（補助金終了後の営業継続な可能な見込）
- ⑦温泉街への寄与度（既存の環境との調和、にぎわい創出）
- ⑧集客効果（温泉街へ人の流れを呼び込む効果）
- ⑨地域ニーズ等の把握度（周辺環境や地域ニーズの把握）
- ⑩地域への貢献度（利便性や雇用創出などの地域貢献）

(5) 交付決定後の手続き

交付決定後の手続きは、以下のとおりとなっています。

【交付決定】

審査委員会により選定された事業者に、補助金の交付決定通知書を送付します。また選定されず交付決定しない場合も、その旨を通知いたします。

【交付決定後の事業内容の変更】

事業計画の内容変更及び中止は、原則認められません。もし大幅な内容変更等

がある場合、速やかに申請により札幌市の了承を得る手続きをしてください。変更内容によっては、交付決定を取り消すことがあります。

【事業実績報告】

開業日から 30 日以内に、以下の書類を提出していただきます。

実績報告書の内容審査、現地調査をしたうえで補助金額を確定し、交付します。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業開始報告書
- (3) 事業開始に係る収支報告書
- (4) 店舗の賃貸借契約書及び賃借料に係る領収書の写し等
- (5) 補助金の対象となる経費に係る領収書等の写し
- (6) 事業の実施を証明するもの
(状況写真、チラシ・ポスター、成果品等)
- (7) 住民票（個人）又は現在事項全部証明書（法人）
- (8) 直近の市民税（個人市民税又は法人市民税）の納税証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（6）補助申請にあたっての注意点

【補助金の取り消し】

虚偽の申請や報告、不正な行為、補助金交付要領又は通知書に記載した内容及び条件への違反などがあつた場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は、既に交付した補助金の返還を命じます。

【事業中止の取り扱い】

補助金の交付を受けた方が、交付を受けた年度を含めて 2 年以内に、事業を中止する場合、または補助対象エリアの範囲外へ移転する場合には、既に交付した補助金を返還していただく場合がありますので、必ず事前に相談ください。

【その他】

提出していただいた書類はすべて公文書となり、補助の可否に関わらず返却できませんので、ご了承ください。

4 問合せ

札幌市経済観光局 観光・MICE 推進部 観光・MICE 推進課 観光魅力づくり担当

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話：011-211-2376 FAX：011-218-5129

（月～金曜日、9 時～17 時）